

# 令和6年度 鋸南町地域おこし協力隊員（会計年度任用職員）募集要項

## 【募集期間延長】

### 1 町の概要

鋸南町は、東京都心から車で約80分という好立地にありながらも、昭和34年の合併以降一貫して人口減少が続いており、令和2年国勢調査では、人口減少率が12.8%、高齢化率が48.1%と、過疎高齢化の先進地となっています。

町の面積は45.17平方キロメートルで、風光明媚な海岸線や海岸から山間部にかけては豊かな山系を有し、北部の鋸山は、日本遺産候補地域に認定されました。

また、廃校となった小学校をリノベーションした「都市交流施設・道の駅保田小学校」は、廃校活用の先進事例として広く取上げられ年間約90万人が来訪し、売上も8億円となっています。また、有害鳥獣対策では、逆転の発想で都市住民との協働を目指す「狩猟エコツアー」を展開するなど関係人口の拡大に取り組んでいます。

### 2 募集趣旨

本町では、これまでに12名の地域おこし協力隊を採用し、現在6名の隊員が活動しています。その活動内容は、地域の特徴にあわせ、有害鳥獣対策、農業振興、移住定住促進などの多様な活動に取り組み、退任後も8割程度の方が町内に定着しています。

人口減少、高齢化の進行が著しい本町において、地域外の人材を積極的に誘致し、地域活力の維持・強化につなげるため、広報誌やホームページ等での情報発信に携わる隊員を募集します。

### 3 募集人数

1名

### 4 活動内容

広報誌やホームページなどの媒体を活用し、町と町民、町民と町民のコミュニケーションを生み出し、本町の生きた魅力の発信に取り組んでいただきます。

#### (1) 広報誌、ホームページ制作に関する業務

- ・毎月発行する広報誌「町報きよなん」の共同制作（取材、執筆、編集）
- ・広報誌の特集ページの企画、制作
- ・ホームページの充実に向けたページ制作（取材、執筆）

#### (2) 情報発信に関する業務

- ・情報発信（SNS／Web／紙媒体など）
- ・カメラによる撮影やインタビューなどによる取材と編集
- ・情報コンテンツの制作（動画／画像／紙媒体など）

#### (3) その他、広報・広聴に関する業務

### 5 募集条件

- (1) 生活の拠点が3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の対象地域を除く）にあり、隊員として採用後、鋸南町に住民票を異動することができる方。

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する以下の欠格条項に該当しない方。

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方。
- ②鋸南町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方。
- ③人事委員会又は公平委員会の委員の職において、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた方。
- ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方。

(3) 心身ともに健康で、誠実に職務を遂行できる方。

(4) 地域協力活動に意欲があり、地域行事などへ積極的に参加し、地域住民とコミュニケーションを図る意思がある方。

(5) 任期終了後、鋸南町内での起業・定住に意欲のある方。

(6) 普通自動車運転免許を所持し、運転できる方。

(7) パソコンの一般的な操作（Word、Excel、PowerPoint）ができる方。

**【選考にあたっての優遇条件】**

(1) Photoshop、Illustrator、InDesign等で画像編集・紙面作成が行える方。

(2) SNS（Facebook、X、Instagram、TikTok、YouTube、note）を活用した情報発信ができる方。

(3) 広報企画に関し、経験と見識のある方。

## 6 任用形態等

(1) 任用形態

地方公務員法第22条の2第1項第1号に定めるパートタイム会計年度任用職員として任用します。

(2) 任用期間

任用の日から令和7年3月31日までとなります。ただし、業務に取り組む姿勢、成果等を勘案し、年度ごと最長3年までの期間まで更新することができます。なお、隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任期中でも任用を取り消すことがあります。

(3) 勤務日・時間

①勤務日は、原則月曜日から金曜日とし、午前8時30分から午後5時00分まで（休憩1時間）の1日7時間30分とします。

②休日は、土日、祝日とします。

③活動内容により、勤務日、勤務時間帯は変動します。

(4) 勤務場所

鋸南町役場総務企画課（安房郡鋸南町下佐久間3458番地）

## 7 報酬および福利厚生等

(1) 時給1,230円とし、その他に期末勤勉手当（6月、12月）、費用弁償（通勤費）があります。

- (2) 社会保険等（雇用保険、厚生年金、健康保険）が適用されます。
- (3) 有給休暇は、町の規定に基づき付与されます。
- (4) 活動に使用する公用車およびパソコン等の事務機器は町が用意します。ただし、勤務場所への通勤や活動以外での移動手段（自家用車等）は、隊員本人が御用意ください。
- (5) 活動に必要な出張等を行う場合は、町の規定に基づき旅費を支給します。
- (6) 活動に要する経費（消耗品費、研修費等）は、予算の範囲内で町が補助します。
- (7) 任期終了後の起業等に向けた兼業は、業務に支障のない範囲で可能とします。ただし、兼業する場合は、町長に届け出る必要があります。
- (8) 任期2年目から任期終了後1年以内に町内で起業または事業承継される場合、起業または事業承継に係る経費について、予算の範囲内で町が補助します。

## 8 応募方法

### (1) 募集期間

令和6年6月24日（月）から**8月30日（金）**まで（消印有効）

### (2) 提出書類

- ①会計年度任用職員登録申込書（様式1）
- ②活動目標レポート（様式2）
- ③住民票抄本（提出日の1か月以内に発行されたもの）
- ④運転免許証の写し（両面）

### (3) 選考方法

#### ①第1次選考（書類選考）

選考の結果は応募者全員に文書で通知します。第1次選考を通過した方には第2次選考の実施日時を併せてお知らせします。

#### ②第2次選考（面接）

**9月中旬頃**に鋸南町役場にて面接を実施します。選考結果は文書で通知します。

## 9 応募に関する質問

### (1) 応募に関する質問

質問等があるときは、鋸南町地域おこし協力隊の応募に係る質問書（様式3）に記入の上、メール又はFAXでお送りください。

### (2) 質問に対する回答

メール又はFAXで回答しますが、回答まで数日お待ちください。

## 10 その他

- (1) 応募に際して、事前に「実際に鋸南町を見てみたい」という方がおられましたら、日程調整の上、町職員が御案内いたします。また、日程によっては対応困難な場合もありますので、御了承ください。
- (2) 申し込みにあたり、本町が取得した個人情報を選考及び任用事務の目的以外には使用しません。また、提出書類の返却はできません。
- (3) 提出書類の郵送料や面接に要する交通費など本応募に要する経費は、応募者の負担となります。
- (4) 選考の経過及び結果に関する問い合わせには応じられません。

## 11 問合せ・申込み先

鋸南町役場総務企画課企画財政室 担当 金木  
〒299-2192 千葉県安房郡鋸南町下佐久間3458番地  
TEL 0470-55-4801 FAX 0470-55-1342  
E-mail [kikakuzaisei@town.kyonan.chiba.jp](mailto:kikakuzaisei@town.kyonan.chiba.jp)